鷹栖町ロゴマーク等使用取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、鷹栖町ロゴマーク等（以下、「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、方法や手続き等について必要な事項を定める。

（種類）

第２条　ロゴマーク等とは、次の各号に掲げるものをいう。

（１）鷹栖町ロゴマーク

（２）鷹栖町ＳＤＧｓロゴマーク（以下、「タカステナブルマーク」という。）

（デザイン）

第３条　ロゴマーク等のデザイン及び使用するカラーは、別記マニュアルに定めるとおりとする。

（使用の申請）

第４条　ロゴマーク等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる場合を除き、ロゴマーク等使用申請書（様式第１号）により申請を行うものとする。

（１）国又は地方公共団体が施策の推進を目的として使用する場合。

（２）報道機関が報道の目的で使用する場合。

（３）前２号に掲げるほか、申請を必要としないと町長が認めた場合。

（使用の禁止）

第５条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用を禁止することが出来る。

（１）タカステナブルマークにおいては、ＳＤＧｓの達成に寄与しない活動、又は寄与しないおそれがあるとき。

（２）町の信用や品位を損なう、又は損なうおそれがあるとき。

（３）法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。

（４）特定の政治、思想又は宗教の活動を目的とするとき。

（５）自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用するおそれがあるとき。

（６）不当な利益を得るために使用するとき。

（７）前各号に掲げるもののほか、ロゴマーク等の使用が不適当であるとき。

（使用の期間）

第６条　ロゴマーク等を使用できる期間は、申請時に期間の指定がない限り定めない。

（使用承認等の通知）

第７条　町長は第４条の申請について、速やかにその可否を決定し、ロゴマーク等使用承認（不承認）通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

（使用の変更）

第８条　使用者は、使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、ロゴマーク等使用申請変更届（第３号様式）を町長に申請しなければならない。

（使用上の遵守事項）

第９条　使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１）町長が付した条件に従うこと。

(２）権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(３）ロゴマーク等を使用し、商標法による商標登録、意匠法（昭和 34年法律 125号）による登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。

(４）ロゴマーク等の形状やカラーを変更せず、正しく使用すること。

(５）町長から要請があった場合は、ロゴマーク等の使用状況を報告すること。

(６）事故、知的財産権の侵害等、ロゴマーク等の使用に起因する問題

が発生しないよう、事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行う

こと。

２　町長は、使用者が遵守事項に違反したときは、ロゴマーク等使用承認取消通知書（第４号様式）により、当該決定を取り消された旨を通知するものとする。

（使用料）

第10条　ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

（使用に起因する問題）

第11条　使用者は、ロゴマーク等の使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、町長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

２　使用者は、ロゴマーク等の使用に起因する問題により鷹栖町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第12条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則 　この要綱は、令和７年３月　日から施行する。